

# 江蘇尹湾漢墓出土簡についての考察

——とくに「集簿」を中心として——

永 田 英 正

はじめに

- 一 尹湾六号漢墓の概要
  - (一) 墓葬の形制と副葬品
  - (二) 出土簡牘の概略
  - (三) 墓主と墓葬の年代
  - 二 「集簿」についての考察
  - (一) 「集簿」の内容
  - (二) 「集簿」の性格と特徴
  - 三 墓主と官文書木牘
  - むすび
- 附 尹湾漢墓簡牘関係文献目録

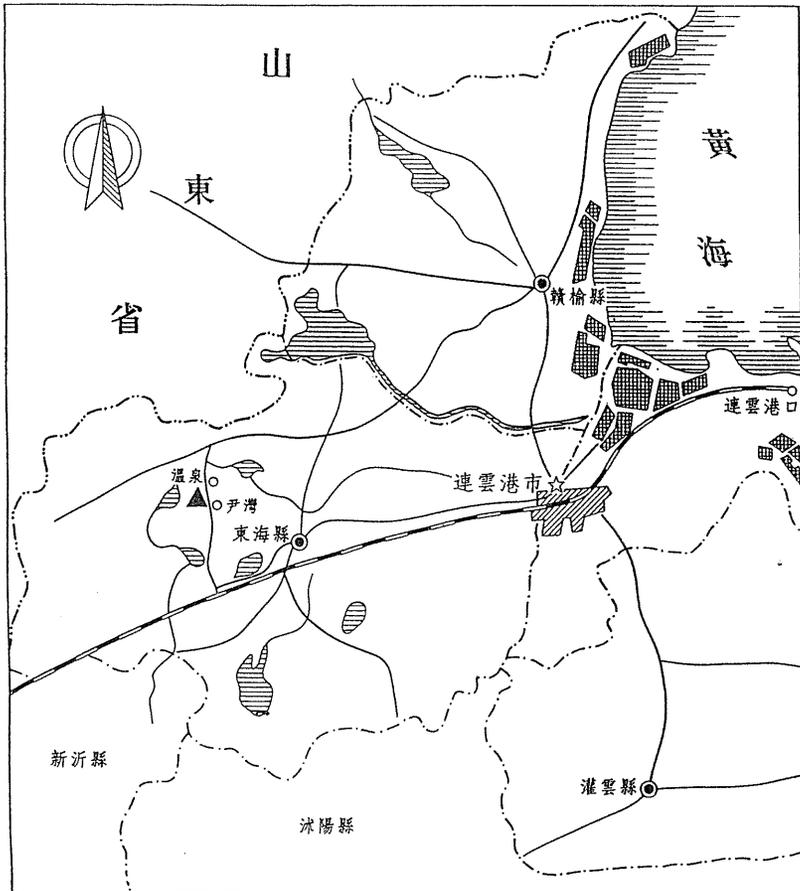
はじめに

何時、何処で何が発見されるのか全く分からないのが、出土資料である。中国の竹簡や木簡——両者を併せて簡牘と言ふ——も、例外ではない。江蘇尹湾漢墓出土簡が、正にその好例である。

中国の考古学雑誌『文物』の一九九六年第八期に掲載された連雲港市博物館の「江蘇東海県尹湾漢墓群発掘簡報」(以下「簡報」と略称)によると、尹湾漢墓は江蘇省連雲港市所轄の東海県温泉鎮尹湾村の西

南約二キロメートルの高台に位置している(地図を参照)。現在の江蘇省東海県は前漢時代の東海郡の属県の一つである。一九九三年二月の末に農民がこの高台で土取り作業中に墓葬群を発見、市と県の博物館によって試掘が行われた結果、地中に一〇余座の墓葬のあることが確認された。そして二月から四月にかけて一号墓から六号墓までの六座の墓の発掘が行われたのである。六座とも墓葬の形制は基本的に同じであるが、時代には先後があり、副葬された遺物等からして、墓葬の時期を前漢時代の中晩期から王莽時代にかかるものと推定した。年代にして紀元前一世紀半ばから後一世紀初めの頃である。そしてこの年代を推定する上でも大きな根拠を与えたのが、六号墓から出土した簡牘であった。しかも簡牘の中には今まで全く知ることのなかった、と言うよりもまさかこのような簡牘が発見されるとは思ってもいなかった、地方行政に関係する官文書と見られるものが含まれていたのである。

この『文物』の一九九六年第八期には、右の「簡報」の他に、滕昭宗「尹湾漢墓簡牘概述」(以下「概述」と略称)や連雲港市博物館による「尹湾漢墓簡牘積文選」が掲載されていて六号墓出土の簡牘の内



- 圖例
- |   |       |       |    |  |          |
|---|-------|-------|----|--|----------|
| ☆ | 省轄市   | ----- | 省界 |  | 水庫 (貯水池) |
| ◎ | 縣     | ----- | 縣界 |  | 漢墓       |
| ○ | 鄉、鎮、村 |       | 鹽田 |  |          |

尹灣漢墓地理位置圖 (『報告書』から転載)

容の一部が紹介され、ついで『文物』一九九六年第一〇期には、連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究センター・中国文物研究所の四機関による「尹湾漢墓簡牘初探」（以下「初探」と略称）が発表されて、中国は勿論のこと台湾や日本等の研究者の間に大きな研究関心を惹き起こした。そして一日も早い簡牘の図版を含む発掘報告書の公開を待ち望んでいたところ、一九九七年九月に前記「初探」の四研究機関による『尹湾漢墓簡牘』（中華書局。以下『報告書』と略称）が出版され、翌一九九八年春には日本でも入手することができた。これには「初探」の内容を更に詳述した前言があり、ついで簡牘や遺物の図版、簡牘の積文が掲載され、最後に附録として尹湾漢墓の発掘報告並びに地図その他の発掘に関係する図表が載せられている。そしてこの『報告書』の刊行に呼応するかのごとく、一九九九年二月には連雲港市博物館と中国文物研究所の共編になる『尹湾漢墓簡牘綜論』（科学出版社。以下『綜論』と略称）が出版され、今夏すなわち一九九九年七月には早くも日本にもたらされた。中国の出版物としては全く異例の速さである。該書の巻頭には中国社会科学院歴史研究所所長の李学勤氏の序があり、執筆者には裘錫圭氏ほか二二名、掲載論文は二七篇、関係のある中国の研究者の殆どを網羅した尹湾漢墓簡牘の総合研究とも言うべき一大論文集である。この『綜論』の出版は、中国研究者の尹湾漢墓簡牘の現段階における研究水準を示すと同時に、この出土資料の有する史料的价值の大きさと、中国研究者の該資料にたいする並々ならぬ研究関心と研究意欲を如実に示すものであるといっても、決して過言ではない。

このように尹湾漢墓出土簡については、資料も研究も現在に至って

ほぼ出揃ったかの観がある。しかし尹湾漢墓出土簡の内容は極めて豊富である。内容が豊富であれば当然、研究も多岐にわたることになる。そのことは先の『綜論』の目次を見ただけでも明らかであろう。したがって出土簡牘全体を研究対象とすることは殆ど不可能というほかない。そこで本論文では、筆者の研究関心の特に大きい漢代の簿書（帳簿）の制度の観点から尹湾六号漢墓出土簡中の一号牘「集簿」を取り上げ、「集簿」に関する従来の諸研究を整理しながら私見を述べてみたい。

まずはじめに六号漢墓の概略を見ておくことにする。

## 一 尹湾六号漢墓の概要

### (一) 墓葬の形制と副葬品

『報告書』によると、今回発掘された六座の尹湾漢墓の墓葬は年代に先後があるが、いずれも長方形の堅穴石坑で、東西の方向に並んでいたといわれる。また合葬と単独葬の二形式があるも、みな一樣に仰身直肢式で納棺されていた。六座の墓のうち、一号墓と三号墓と五号墓の三座は早くに盗掘にあつたために副葬品は少なく、副葬品は他の三座の墓に見られるが中でも六号墓が特に豊富であり、簡牘もこの墓中から発見された。なお二号墓からも、衣物疏とよばれる副葬品の品名と数量を記した木牘が一枚発見されている。このように六号墓は、六座の尹湾漢墓の中では保存状態が最も完全であり、かつ副葬品の最も豊富な墓である。

六号墓の墓坑は東西は四、二メートル、南北は二、七メートル、深さ七、五メートルである。墓坑の底部に墓室があり、一椁二棺と一つ

窓の足廂（二棺の足部の外側で椁内に設けられた空間）からなる男女（夫婦）の合葬墓である。足廂より棺の頭部に向かって左側すなわち北側に男性、右側すなわち南側には女性が葬られていた。男女の棺を比較すると、長さにおいては男性の方がやや長く、幅では女性の方がやや大きいという差が見られる。

副葬品は足廂と、男女それぞれの棺内から発見された。

足廂から出土した器物としては、数量は省略して器物名のみを挙げると男女の木筒、陶甌（かめ）、陶壺、銅尊、耳杯、漆勺、銅の沐盤、木製の剣や弩などの模型、木扇、竹で編んだ簞（はこ）などがある。

男性の棺からは、面罩<sup>⑤</sup>（漆塗りの箱状のもので被葬者の頭にかぶせる）、木彫の虎頭、木製の蟬（せみ）、銅の帯鉤、板研（すずり）、梳篦（細い歯のくし）、鉄製の書刀（長さ二五センチメートル、幅一、五センチメートル）、骨簪（かんざし）、銅鏡、鉄劍（長さ約一メートル、幅二、五センチメートル）、刀（長さ約一メートル、幅三センチメートル）、五銖銭、玉製の蟬、玉璧、木印（長さ幅とも一センチメートルの方形の完成品。表面に朱で文字が書かれていたが、出土後に消えて見えなくなる）、玉製の耳塞（耳せん）がある。その他にも毛筆と竹筒や木簡があるが、ここでは特に毛筆について紹介しておく。毛筆は二本出土した。いずれも木製の軸に穂をつけたもので、一本は全長が二三センチメートル、うち筆の穂の部分が一、六センチメートル。他の一本は穂先を欠き、やや短くて長さが約二〇センチメートル。軸は、ともに穂のつく部分で径が〇、七センチメートルあり、先端にいくほど細くなっている。二本一組で筆套（筆入れ）の中に収納されていた。『報告書』の図録では判明しないが、

筆や筆套ともに精細な工芸がほどこされていたといわれる。また鑑定の結果、穂先の毛は兎の毛だということである。しかも注目すべきことは、二千年を経た今日でも、その尖った穂先は錐のようで、水中に入れて引き上げると、穂先は立ち上がってしかもすぼまり、柔軟でかつ鋭いという。『報告書』では、このような筆であればこそ、長さ二三センチメートル、幅七センチメートルの木牘上に、一字の径が僅か〇、二センチメートルという細字を正面と背面併せて三千四百余字も書くことが可能であった、と驚嘆の意をこめて報告している。

次に六号墓の女性の棺中から出土した器物のうち、骨簪（かんざし）、銅鏡、五銖銭は男性と同じであるが、女性の棺に固有なものとしては、長さ一一センチメートルで鵝頭の柄のついた小さな銅製の刷（はけ）があった。

六号墓の墓葬と、簡牘を除く副葬品の概略は、以上の通りである。紀達凱氏は、海州地区（連雲港市管轄下の東海、贛榆、灌雲、灌南の四県の地）の墓葬を整理し、この地方の前漢武帝期以後のいわゆる前漢の中期から晩期の特徴として、副葬品の多いことと家族墓の多いことを挙げている。六号墓の副葬品の多さにはそのような地方的な傾向が認められるとしても、そこには後述するように墓主の身分にも大いに関係があった。

## (二) 出土簡牘の概略

六号墓から出土した三三枚の木牘——木牘とは木の札のことで一般には木簡の意味に使用されているが、次に述べるような幅の広い木の札を特に木牘と称する場合がある。以後本論文で使用する木牘は全て

Handwritten text on the reverse side of a wooden slip, oriented vertically. The characters are densely packed and appear to be a form of shorthand or a specific dialect. The slip shows signs of wear and tear, particularly at the bottom edge.

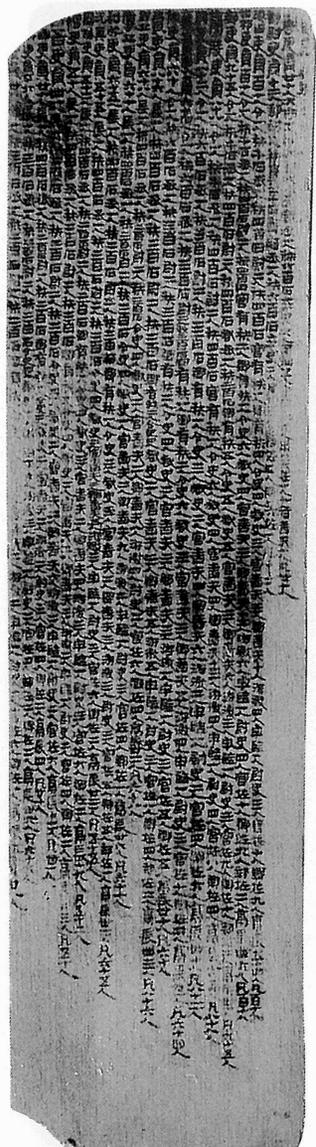
1号牘「集簿」背面

Handwritten text on the front side of a wooden slip, oriented vertically. The characters are densely packed and appear to be a form of shorthand or a specific dialect. The slip shows signs of wear and tear, particularly at the bottom edge.

1号牘「集簿」正面



2号牘「東海郡吏員簿」背面



2号牘「東海郡吏員簿」正面

後者を指す——と二三枚の竹簡は、いずれも男性の棺の中の足もとの部分から発見された。木牘は長さが約二三センチメートル、幅は七センチメートル。竹簡は長さが二二、五〜二三センチメートル、幅は広いものと狭いものとの二種類があり、広いもので〇、八〜一センチメートル、狭いもので〇、三〜〇、四センチメートルである。木牘と竹簡のいずれも長さが約二三センチメートルというのは、漢代の一尺に相当する長さである。

以下では、主として『報告書』にしたがいながら木牘(1〜12)と竹簡(13〜16)の概略を述べることにする。

1 一号牘(図版1) 正面の中央上端のところに「集簿」と隸書の正体で書かれている。これが一号牘の表題である。内容は正面から背面にかけて東海郡の行政建置、吏員の人数、戸口や墾田、錢穀などの年度統計の数量等が草書体で記されている。なお一号牘の詳細については、次章で取り上げる。

2 二号牘(図版2) 正面の第1行に本来の表題があった筈であるが、今は「都尉県郷」の四文字が見えるだけである。そこで二号牘を仮に「東海郡吏員簿」とよんでいる。正面と背面ともに文字があり、全部で三千四百余字。端正な隸書体で書かれており、『報告書』では書体の模範となるべきものと称讃している。内容は東海郡の太守、都尉から各県、邑、侯国、更には塩官や鉄官に至るまでの吏員の人数を記す。二号牘は一号牘の「集簿」と関係があるので、行論の便宜のために中間の一部を省略する形で釈文を掲載しておくことにする。なお( )内の数字は行数を示す。

(1) □都尉県郷……

(2) 太守、吏員廿七人、太守一人、秩(?) □□□□、太守丞一人、秩六百石、卒史九人、属五人、書佐九人、用算佐一人、小府畜夫一人、凡廿七人

小府畜夫一人、凡廿七人

(3) 都尉、吏員十二人、都尉一人、秩真二千石、都尉丞一人、秩六百石、卒史二人、属三人、書佐四人、用算佐一人、凡十二人

(4) 海西、吏員百七人、令一人、秩千石、丞一人、秩四百石、尉二人、秩四百石、官有秩一人、郷有秩四人、令史四人、獄史三人、官畜夫三人、郷畜夫十人、游徼四人、牢監一人、尉史三人、官佐七人、郷佐九人、亭長五十四人、凡百七人

人、官佐七人、郷佐九人、亭長五十四人、凡百七人

(5) 下邳(邳)、吏員百七人、令一人、秩千石、丞一人、秩四百石、尉二人、秩四百石、官有秩二人、郷有秩一人、令史六人、獄史四人、官畜夫三人、郷畜夫十二人、游徼六人、牢監一人、尉史四人、官佐七人、郷佐九人、郵佐二人、亭長卅六人、凡百七人

尉史四人、官佐七人、郷佐九人、郵佐二人、亭長卅六人、凡百七人

(6) 郷、吏員九十五人、令一人、秩千石、丞一人、秩四百石、尉史二人、秩四百石、獄丞一人、秩二百石、郷有秩五人、令史五人、獄史五人、官畜夫三人、郷畜夫六人、游徼三人、牢監一人、尉史三人、官佐九人、郷佐七人、郵佐二人、亭長卅一人、凡九十五人(7)蘭陵、(8)胸、(9)襄贛、(10)威は省略)

人、凡九十五人(7)蘭陵、(8)胸、(9)襄贛、(10)威は省略)

(11) 費、吏員八十六人、長一人、秩四百石、丞一人、秩二百石、尉二人、秩二百石、郷有秩二人、令史四人、獄史二人、官畜夫三人、郷畜夫五人、游徼五人、牢監一人、尉史三人、官佐八人、郷佐四人、郵佐二人、亭長卅三人、凡八十六人

三人、郷畜夫五人、游徼五人、牢監一人、尉史三人、官佐八人、郷佐四人、郵佐二人、亭長卅三人、凡八十六人

(12) 即丘、吏員六十八人、長一人、秩四百石、丞一人、秩二百石、

尉二人、秩二百石、令史四人、獄史二人、官齋夫二人、郷齋夫八人、游徼四人、尉史二人、官佐六人、郷佐四人、亭長卅二人、凡六十八人

(13)厚丘、(14)利成、(15)況其、(16)開陽、(17)續、(18)司吾、(19)平曲、(20)□□、(21)□□、(22)□□は省略)

(23) □、吏□廿二人、長一人、秩三百石、丞一人、秩二百石、令史三人、獄史二人、郷齋夫一人、游徼一人、牢監一人、尉史一人、官佐四人、郷佐一人、亭長六人、凡廿二人

(24) 昌慮、吏員六十五人、相一人、秩四百石、丞一人、秩二百石、

尉二人、秩二百石、郷有秩一人、令史四人、獄史二人、官齋夫二人、郷齋夫二人、游徼二人、牢監一人、尉史二人、官佐七人、郷佐一人、亭長十九人、侯家丞一人、秩比三百石、僕行人門大夫三人、先(洗)馬中庶子十四人、凡六十五人

(25) 蘭旗、吏員五十九人、相一人、秩四百石、丞一人、秩二百石、

尉二人、秩二百石、令史三人、獄史二人、官齋夫一人、郷齋夫四人、游徼二人、牢監一人、尉史二人、官佐七人、郷佐二人、郵佐一人、亭長十二人、侯家丞一人、秩比三百石、僕行人門大夫三人、先(洗)馬中庶子十四人、凡五十九人

(26) 容丘、吏員五十三人、相一人、秩四百石、丞一人、秩二百石、

尉一人、秩二百石、郷有秩一人、令史四人、獄史二人、郷齋夫二人、游徼二人、牢監一人、尉史二人、官佐五人、郷佐二人、亭長十一人、侯家丞一人、秩比三百石、僕行人門大夫三人、先(洗)馬中庶子十四人、凡五十三人

(27)良成、(28)南城、(29)陰平、(30)新陽、(31)東安、(32)平曲、(33)建陵、

(34)山郷、(35)武陽、(36)都平、(37)部郷、(38)建郷、(39)□□、(40)建陽は省略)

(41) ・都陽侯国、吏員卅二人、相一人、秩三百石、丞一人、秩二百石、令史二人、郷齋夫一人、游徼一人、尉史一人、官佐四人、亭長三人、侯家丞二人、秩比三百石、僕行人門大夫三人、先(洗)馬中庶子十四人、凡卅二人

(42) 伊盧塩官、吏員卅人、長一人、秩三百石、丞一人、秩二百石、

令史一人、官齋夫二人、佐廿五人、凡卅人

(43) 北蒲塩官、吏員廿六人、丞一人、秩二百石、令史一人、官齋夫二人、佐廿二人、凡廿六人

(44) 郁州塩官、吏員廿六人、丞一人、秩二百石、令史一人、官齋夫一人、佐廿三人、凡廿六人

(45) 下邳(邳)鉄官、吏員廿人、長一人、秩三百石、丞一人、秩二百石、令史三人、官齋夫五人、佐九人、亭長一人、凡廿人

(46) □鉄官、吏員五人、丞一人、秩二百石、令史一人、官齋夫一人、佐二人、凡五人

(47) ・取凡吏員二千二百二人

各項の「凡」および最後の「取凡」は合計、総計の意味である。

3 三号牘と四号牘 本来の表題が不明のために、仮に「東海郡下轄長吏名籍」とよばれている。長吏とは官秩二百石以上の勅任官を指し、これにたいして百石以下の吏を少吏と称する。また名籍とは名簿のことで、帳簿と名簿の両者を併せて簿籍とよんでいるが、本論文では繁雑を避けるために簿書として一括することにする。記録は三号牘の正面から始まって背面にまわり、ついで四号牘の正面へと続く。内

容は東海郡に所属する三八の県・邑・侯国の他に塩官と鉄官の長吏の個個について官職名、貫籍（本籍地）、姓名、前任の官職名、そして現在の官職に遷除された過程を記す。

4 五号牘 本来は正面の上部に表題があったらしいが残欠して不明。そこで正面は仮に「東海郡下轄長吏不在署、未到官者名籍」とよばれている。内容は

- (イ)「・右九人輸錢都内」
- (ロ)「・右十三人繇」
- ハ)「・右六人告」
- (ニ)「・右六人寧」
- (ホ)「・右十人缺、七人死、三人免」
- (ヘ)「・右二人有効」
- (ト)「・右六人未到官」

の七項目に分けられる。「・右」は簿書の中間にあって、「以上のもの」とか「以上を締め括る」の意味である。(イ)～(ニ)については長吏各人の官職名と姓名と月日を記し、(ホ)～(ト)については長吏各人の官職名と姓名のみを記す。先ず(イ)の都内とは九卿の一つ大司農の属官で、見錢の出納を行う役所である。したがって「錢を都内に輸す」とは、東海郡から見錢たとえば賦錢などを中央に輸送したことを指す。(ロ)の繇とは公務による出張のことである。その中には「罰戍（罪を犯した罰として辺境の守備につくもの）を上谷（現河北省懷来県の東南）に送る」とか、「邑の計（計簿）を上る」とか、「衛士（宮城護衛の兵）を送る」の他、魚や木材などを購入するための出張が見られる。(ハ)の告は休暇のこと、(ニ)の寧は親族の死去に伴う喪の休暇をいう。(ホ)の缺

はポストの欠員、死は死亡、免は免職で、長吏の死亡や免職にともなうてポストに欠員の生じていることを記す。(ヘ)の有効とは、罪によって弾劾されたことを指す。(ト)の未到官（未だ官に到らず）とは、人事異動により東海郡の新しいポストに発令されながら、現時点でなお着任していない者を挙げている。

なお邢義田氏は、漢代辺塞において官吏が新ポストに発令された場合に着任して執務する規定がいかに厳格であったかということ、居延旧簡、居延新簡、敦煌漢簡等から数多くの類例を挙げて論じている。そこで筆者も、邢氏の挙げていなくて、しかもたいへん興味ぶかい資料を一つだけ挙げておく。

甲渠郵候 十一月己未、府告甲渠郵候、遣新除第四燧長刑鳳之官、符到令鳳乘第三、遣

騎士召戎詣診北、乘鳳燧、遣鳳日時在檢中、到課言。  
(EPT22-475)

これは平な板状の木簡ではなく多面体の棒状の觚とよばれるものである。長さは約二〇センチメートル。居延都尉府から所轄の甲渠候官長すなわち郵候に宛てた公文書で書檄とよばれる。先ず上から二センチメートルまでのところに宛先の「甲渠郵候」とあり、その下三センチメートルにわたって深さ一、五センチメートル余りの凹状のくり抜きがある。釈文では印で示す。これを封泥匣と称し、ここに粘土を入れて居延都尉の印章を押し偽物ではないことを証して発送するのである。封泥匣の下の文章は書檄の内容で、要点は第四燧長の刑鳳に符（割り符）を持たせて出頭させるので本人が到着したら第三燧に勤務させるように命令し、そして最後に燧長刑鳳を派遣せし日時は檢中

(ここでは封泥匣を指す)に記してあるので、本人が到着したならば、しかと調査して報告するように命じている。そして事実、封泥を除去したあとの封泥匣の底には、「己未下餽遣(己未の日の下餽<sup>11</sup>午後三時ころに派遣)」と記されていた。符を携えて新任地の上級機関に出頭する本人とは別途に、発令者からは右のような書檄が機関宛に郵送されていたのである。ここにも漢代、「到官」「未到官」がいかに嚴重であったか、かつそれはまた官吏の考課にもかかわるものであったことを知るのである。

五号牘の背面は、正面の記載とは直接の関係は認められず、本来の表題があったか否かも不明である。『報告書』では仮に「東海郡属吏設置簿」と名づけている。内容は現任の掾史など属吏の設置状況を記録したもので、ここに記されているのは東海郡太守府の属吏であろうとの理解である。

5 六号牘 「武庫永始四年兵車器集簿」の表題があり、東海郡の武庫(武器収蔵庫)に所蔵する兵・車器の類を、(イ)乗輿の兵・車器と(ロ)庫の兵・車器の二つに分け、それぞれの兵・車器の名称と数量を記し、最後に総計を記す。これによると東海郡の武庫に所蔵する兵・車器は全部で二四〇種類、二三二万四八七件という膨大な数量にのぼっている。東海郡の武庫にこれほどの膨大な武器が収蔵されていたこと、またその中に乗輿すなわち王に分類されるものがあることについて、邢義田氏は、東海郡の所轄の地には、かつて楚王の王国があったこと、また呉楚七国の乱後も王国や侯国が東海郡に併合されたことに注目する<sup>⑩</sup>。すなわち邢義田氏によれば、東海郡の膨大な武器は王国や侯国の併合に伴う結果であり、中に乗輿と称されたもののあることに

ついで、漢代の早期王国時代の遺留品であろうと推測している。

以上の六枚の木牘は、六号墓から出土した簡牘の中でも特に東海郡の行政に関係する内容のもので、漢代史研究の貴重な史料として研究者の高い関心を集めており、ために多少詳しく紹介したが、其の他にについてはごく簡単に紹介するにとどめたい。

6 七号牘、八号牘 本来の表題は無く、仮に「贈錢名籍」とよばれている。この場合の贈錢とは墓主にたいする一種の餞別のようなもので、両牘の正面と背面に原則として贈錢者の姓名と金額を草書体で記している。

7 九号牘 正面は仮に「神龜占、六甲占雨」とよばれ、占いに使用したものである。背面は「博局占」とよばれ、これも正面と同様に占いに用いたものである。

8 一〇号牘 正面は前漢の成帝の元延元年(前一二)一年間の曆譜である。背面は、墓主が元延元年三月に錢を貸した際の券(手形)である。

9 一一号牘 元延三年(前一〇)五月の曆譜と推定されている。

10 一二号牘 表題に「君兄衣物疏」とあり、正面と背面ともに墓主の副葬品中の、衣類関係の副葬品目録である。

11 一三号牘 正面は表題に「君兄繪方緹中物疏」とあり、副葬品の中でも主として文具や書籍などの副葬品目録。背面には「君兄節司小物疏」という表題があり、櫛笥すなわち化粧箱内の梳(くし)や篋(かんざし)の類の副葬品目録である。なお疏とは個条書きにすることで、簿と通じる。

12 一四号牘〜二三号牘 この一〇枚の木牘は名謁、すなわち今日

でいうところの名刺の類である。以上が木牘である。

次に竹簡に目を移すと、

13 簡一～簡七六 この七六枚の竹簡は墓主の元延二年（前一）の日記である。

14 簡七七～簡八九 この一三枚の竹簡には「刑德行事」という表題があり、日の十干と一日の時刻とによって行事の吉凶を占うものである。

15 簡九〇～簡一一三 この二四枚には「行動吉凶」という表題があり、六〇の干支によって行動の吉凶を占うものである。14と15は或は占いの手引書のごときものかもしれない。

16 簡一一四～簡一三三 この二〇枚の竹簡には「神鳥賦」という表題があり、賦すなわち漢代に流行した詩賦の一種で、墓主の創作にかかるものである。

六号墓から出土した簡牘は、これで全部である。簡単に説明を加えただけであるが、その中には官文書と見なされるものがあり、私的な餞別簿があり、数種類の暦があり、副葬品目録があり、占書があり、名詔があり、日記があり、自作の詩賦があるなど、内容は実に多彩である。しかもいずれも第一等資料であるだけに、その研究は自ずと多岐にわたることが理解できるであろう。

### (三) 墓主と墓葬の年代

六号墓の墓主の身分と姓名は、東海郡の功曹史（功曹）で姓は師、名は饒、字は君兄である。その根拠は六号墓出土の木牘中の名詔と衣物疏によって判明する。例えば二三号牘に

進長安令

児君（正面）

東海太守功曹史饒、謹請吏奉謁、再拜

請

威卿足下

師君兄（背面）

また二二号牘には

東海太守功曹史饒、再拜

謁・奉府君記一封、饒叩頭叩頭

とある。前者は長安令の児威卿に差し出した名詔で、吏を介して拜謁を賜ることを願い上げたもの。そこには東海郡の功曹史の饒とあり、末尾に師君兄と記す。後者は東海郡の功曹史の饒が東海郡の太守に「記」という文書一封を提出した際の名詔である。これに墓主の副葬品目録に記された例えば「君兄衣物疏」等の表題等を併せて考えれば、最初に述べたごとく墓主は東海郡の功曹で、姓名は師饒、字は君兄であることは明白である。なお元延二年（前一）の日記（簡一～簡七六）によると、墓主の師饒は七月五日に郡の法曹に任ぜられ、同年十月十九日に功曹に任ぜられている。

墓主師饒の身分である郡の功曹は、『続漢書』百官志に「主選署功勞（選署、功勞を主とる）」とあるように、一郡の吏の昇遷と考課を主とることを主要な職務としていた。しかもよく引用されるように『漢旧儀』に「督郵、功曹、郡極位（督郵と功曹は郡の極位なり）」と見えており、功曹は百石以下の少吏ではあっても郡吏の中での地位は極めて高く、太守の股肱の吏として大きな力をもっていた。そのことは名詔の中に、東海郡太守、沛郡太守、琅邪郡太守、容丘侯、良成侯な

窓  
どが吏を遣わして墓主の安否をたずねたり、また病氣を見舞わせたり  
史  
した内容のものが含まれていることから、墓主の地位の高さを窺い  
知ることが出来る。同時に副葬品の豊富なことも、それを裏書きする  
ものである。また墓主の創作にかかる詩賦「神鳥賦」(簡一一四)簡

一三三)は、儒教の經典である『詩経』や『論語』『孝経』等からの  
引用があり、かつ他に類を見ない独特の風格をもった作品であるとい  
われる。墓主の学問、教養の水準の並でないことを示す一資料であ  
る。

最後に六号墓の墓葬の年代について触れておく。六号墓出土簡の中  
で紀年のあるものは、「贈銭名籍」(七号簡)の永始二年十一月十六  
日、「兵器器集簿」(六号簡)の永始四年、一〇号簡背面の券(手形)  
の元延元年三月十六日、それに元延元年の曆譜(一〇号簡)、元延二  
年の日記(簡一)簡七六)と元延三年五月の曆譜(一一号簡)があ  
る。いずれも前漢晩期の成帝の年号のものばかりであるが、『報告  
書』では右の紀年簡から、六号墓の墓葬の年代の上限を元延三年(前  
一〇)と推定している。

以上、尹湾漢墓のうち六号墓について墓葬の形制や副葬品、更には  
墓主の身分や墓葬の年代について見てきた。中でも漢代史研究の上で  
史料的価値の高さで注目されるのは、先にも述べたように一号簡から  
六号簡までの官文書と見なされる六枚の木簡である。いずれも従来は  
知ることのなかった貴重な史料であるが、中でも一号簡の「集簿」は  
漢代の簿書の制度から更には上計制度を考える上で極めて重要な史料  
である。そこで次章では一号簡の「集簿」を中心に、その内容や性  
格、そして特徴等について考察を進めることにする。

## 二 「集簿」についての考察

### (一) 「集簿」の内容

尹湾六号漢墓出土簡のうち、一号簡の「集簿」は正面には十二行、  
背面には十行にわたって記載があり、その積文は次の通りである。な  
お積文の上に付したアラビア数字は行数を示す。

- 1 県邑侯国卅八、県十八、侯国十八、邑二、其廿四有俟(?)、  
都官二
- 2 郷百七十、□百六、里二千五百卅四、正二千五百卅二人
- 3 亭六百八十八、卒二千九百七十二人、郵卅四、人四百八、如前
- 4 界東西五百五十一里、南北四百八十八里、如前
- 5 県三老卅八人、郷三老百七十人、孝弟(悌)力田各百廿人、凡  
五百六十八人
- 6 吏員二千二百三人、太守一人、丞一人、卒史九人、属五人、書  
佐十人、嗇夫一人、凡廿七人

### 集簿

- 7 都尉一人、丞一人、卒史二人、属三人、書佐五人、凡十二人
- 8 令七人、長十五人、相十八人、丞卅四人、尉卅三人、有秩卅  
人、斗食五百一人、佐使(史)亭長千一百八十二人、凡千八  
百卅人
- 9 侯家丞十八人、僕行人門大夫五十四人、先(洗)馬中庶子二百  
五十二人、凡三百廿四人
- 10 戸廿六万六千二百九十、多前二千六百廿九、其戸万一千六百六

十二獲流

- 11 口百卅九万七千三百卅三、其(?) 四万二千七百五十二獲流  
 12 提封五十一万二千九十二頃八十五畝二□……人、如前  
 (以上は正面)

- 13 □国邑居園田廿一万一千六百五十二□□十九万百卅二……卅五  
 (? ) 万九千六…… 長生

- 14 種宿麦十万七千三百□十頃、多前千九百廿頃八十二畝

- 15 男子七十万六千六十四(?) 人、女子六十八万八千一百卅二  
 人、女子多前七千九百廿六

- 16 年八十以上三万三千八百七十一、六歳以下廿六万二千五百八十  
 八、凡廿九万六千四百五十九

- 17 年九十以上万一千六百七十人、年七十以上受杖二千八百廿三  
 人、凡万四千四百九十三、多前七百一十八

- 18 春種樹六十五万六千七百九十四畝、多前四万六千三百廿畝

- 19 以春令成戸七千卅九、口二万七千九百廿六、用穀七千九百五十  
 一石八(?) 斗□升半升、率口二斗八升有奇

- 20 一歳諸銭入二万々六千六百六十四万二千五百六銭

- 21 一歳諸銭出一万□四千五百八十三万四千三百九十一

- 22 一歳諸穀入五十万六千六百卅七石二斗二升少□升、出卅一万二  
 千五百八十一石四斗□□升 (以上は背面)

正面の第6行と第7行にまたがる上部に表題の「集簿」とある。内容が全て草書体で書かれているのたいていして、隸書の正体で書かれている。ここにいう集簿とは、『続漢書』百官志の県・邑・道・侯国の条の劉昭の注に引く胡広の文に

秋冬歳尽、各計県戸口墾田、銭穀入出、盜賊多少、上其集簿

秋冬歳尽きれば、各々県の戸口、墾田、銭穀の入出、盜賊の多少を計って、その集簿を上るたてまつ

とある集簿のことで、集計した簿書の意味である。

一号牘の「集簿」の内容については、尹灣漢墓出土簡を取り上げた研究の多くが大なり小なり触れているところであるが、専論としては筆者の見た範囲内では謝桂華<sup>④</sup>、高敏<sup>⑤</sup>、高恒<sup>⑥</sup>の三氏の研究がある。この三研究の中では謝桂華氏の研究が最も詳細である。そこで以下においては謝氏の研究を中心に据えながら、第1行から順を追って内容を検討することにした。

第1行 東海郡に所属する県・邑・侯国の総数と、県・邑・侯国のそれぞれの数および侯(?)と都官の数を挙げる。邑は皇太后・皇后・公主の采地となった県、侯国は列侯の采地となった県をいう。これによると県・邑・侯国の総数は三八、内訳は県が一八、邑が二、侯国が一八とある。これを『漢書』地理志の東海郡の条と比較すると、合計の三八という数は一致するが県・邑・侯国の別は明記していない。そこで謝氏は、二号牘の「吏員簿」に基づき、三号牘の「長吏名籍」を参照しながら、東海郡の邑は二号牘でいえば(8)胸と(9)況其の二つ、侯国は(24)昌慮から(41)都陽までの一八としている。次に原文には「其の廿四に侯(?)有り」とある。其の廿四というからには、上記の県・邑・侯国三八の中の二四を指すことは疑いないが、侯(?)が何であるかは明らかでない。『報告書』の図版から文字を確定することはできないが、仮に侯と釈読するならば、居延簡などに見える侯は辺境にあって敵の動向を監視する砦であり見張り台であるので、内郡でも要

窓所、要所にはそのような施設が設けられていたのかもしれない。「都

史 官二」は、謝氏の説くごとく鉄官と塩官を指す。これを都官と称するのは、郡国の鉄官や塩官が中央の大同農に所属することからくる呼称である。『漢書』地理志によると、東海郡には塩官は見えず、ただ下邳と胸に鉄官が置かれたことになっている。二号牘の「吏員簿」を見れば、下邳に鉄官が置かれたことは認められるが胸には鉄官は置かれず、胸邑に所属する郷の一つ伊盧に塩官が置かれていたことを知る。なお伊盧の塩官には二つの支所、下邳の鉄官には一つの支所が設けられている。

第2行 東海郡に所属する郷、□、里と里正の総数を記す。但し、郷と里の間の一字は『報告書』はもとより、謝氏も不明として空白のまま残している。これにたいして西川利文氏は『後漢書』劉玄列伝の「共攻離郷聚」の李賢注に

離郷聚、謂諸郷聚離散、去城郭遠者、大曰郷、小曰聚  
離郷聚は、諸の郷や聚の離散して、城郭を去ること遠きものを謂うなり。大なるものを郷と曰い、小なるものを聚と曰う

を引き、未積の一字を聚と読んでいる。同様に周振鶴氏も聚を採用している。確かに郷の下位にくる地方単位としては聚があることは右に引用した史料の通りであるが、『報告書』の図版を見れば、字面が比較的はつきりしているだけにこの未積字を聚と読むことはかなり苦しいように思う。この文字の釈読は将来の課題としておくことにする。さてこの二号牘によると、東海郡では郷は一七〇、□は一〇六、

里は二五三四、里正は二五三二人である。里正というのは、郷番夫らの下にあって里の行政に関するもろもろの世話役である。今、一里に

つき里正一人が置かれたと仮定すると、単純な計算で里正を二人欠いていたことになるが、これは一人の里正が他の里の里正を兼務していたことも十分に考えられる。

第3行 東海郡に所属する亭と亭卒、郵と郵人の総数を記す。すなわち亭は六八八、亭卒は二九七二人で、一亭につき平均して四人強の亭卒がいた。また郵は三四、郵人は四〇八人で、一郵につき郵人は二人平均である。亭は、本来は県・邑・侯国に置かれた尉（警察を主とする）に直属する組織で、その責任者である亭長は盗賊を捕えることを主たる任務としていたが、亭は同時に宿駅でもあった。他方郵は文書を伝達するための中継所で、史書の中では郵亭と熟して使用されることが多い。また「集簿」には亭の数は六八八と記されているが、二号牘の「吏員簿」では亭の責任者である亭長は総計六八九人を数え「集簿」の亭数より一名多い。このことについて謝氏は、「集簿」の統計は東海郡に所属する県・邑・侯国の亭の総数であり、「吏員簿」の数は更に下邳の鉄官に所属する亭長一名を加算したものだと解している。また文中の「如前（前のごとし）」について、謝氏はこれは統計上の用語で「前年度に同じ」という意味だと説明している。この点については、後で詳述する。

第4行 東海郡が管轄する境域の総距離数を記す。これによると東西は五五一里、南北は四八八里とある。漢代の一里を約四〇〇メートルとすると、東西は約二二〇キロメートル、南北は約一九五キロメートルである。

第5行 東海郡における県の三老、郷の三老、孝・悌・力田の各人数と総数を記す。すなわち県の三老は三八人、郷の三老は一七〇人、

孝・悌・力田はそれぞれ一二〇人で、総計五六八人とある。三老は『漢書』高帝紀二年二月の条に初めて見える。

孝民年五十以上、有脩行、能帥衆為善、置以為三老、郷一人。挾郷三老一人為郷三老、与県令丞尉以事相教、復勿繇戍。

民の年五十以上にして脩行あり、能く衆を帥いて善を為すものを挙げ、置きて以て三老と為す、郷ごとに一人。郷の三老一人を挾びて郷の三老と為し、県の令・丞・尉と事を以て相い教えしめ、復して繇戍すること勿れ。

復すと賦役を免除することを言う。これによると、民のうち五十歳以上で立派な行いがあり、よく民衆の模範となつて善行を行わしむる者一人を挾んで郷の三老となし、郷の三老の中から一人を挾んで郷の三老となし、県の長吏とともに民衆の教化に当たらせるわけである。「集簿」の第1行によれば東海郡には県・邑・侯国が三八あり、したがつて県の三老は県・邑・侯国それぞれ一人が置かれたことになる。同様に「集簿」の第2行には郡下の郷の数は一七〇とあるから、郷の三老も一郷につき一人の割合いで置かれたことになる。まさに史書の述べる通りである。孝悌力田は『漢書』惠帝紀四年正月の条に

孝民孝弟力田者、復其身

民の孝弟(悌)力田なる者を挙げ、其の身を復す

とあるのが初見である。孝は親に仕えて孝行な者、悌は長幼の序をおさまえ兄弟仲むつまじい者、力田は農業に精励する者をいい、いずれも民の模範となる人達である。三老以下力田にいたるまで、彼らは郷官と総称される人達であるが、この一号牘の記事で明らかになつたことは、一つには孝悌力田は孝悌と力田ではなく、孝と悌と力田の三者

であること、二つには次の第6行と関係してのことであるが、彼ら郷官は吏ではなく、吏の員数外であることの二点である。

第6行 東海郡の吏員の総数と、太守府における長吏と属吏の各人数及び太守府の吏員の総数を記す。既に述べたところであるが長吏とは官秩が二百石以上の勅任官を指し、これにたいして百石以下の下級の属吏が少吏である。第6行の記録によると、東海郡全体の吏員の総定は二二〇三人とある。この数字は二号牘の「吏員簿」に見えている総人数よりも一名多い。また太守府の構成員は、太守一人、丞一人(以上は長吏)、卒史九人、属五人、書佐一〇人、畜夫一人の総数二十七人である。

第7行 都尉府の長吏と属吏の人数、及び総数を記す。都尉府は都尉一人と丞一人(以上長吏)、卒史二人、属三人、書佐五人の総計十一人の構成である。なお二号牘の「吏員簿」によると、都尉の官秩は真二千石となつており、一般に知られている都尉の官秩比二千石と相違している。このことについて紀安諾氏は『漢書』元帝紀の建昭三年(前三六)の詔令の

令三輔都尉、大郡都尉秩皆二千石

三輔の都尉と大郡の都尉の秩をして皆二千石ならしむ

に該当すると解している。『漢書』地理志に見える元始二年(紀元二)の人口統計では、前漢の一〇三の郡国のうち東海郡は、首位の汝南郡以下、潁川郡、沛郡、南陽郡、河南郡、東郡に続いて第七位にランクされる大郡であり、紀安諾氏の説のごとく建昭三年の適用をうけたもので、前漢晩期の特例と見るべきである。

第8行 東海郡に所属する県と邑と侯国等の長吏と属吏の人数および

窓 び総数を記す。これによると先ず令は七人、長は一五人、相は一八人

史 である。既に見てきたように「集簿」の第1行により東海郡には一八

の人数は共に一八で、一致する。ところが県と邑の数は二〇であるに

もかわらず令長の数は二二で、実際よりも二つ多くなっている。こ

の点については、謝氏は二号牘の「吏員簿」の記載と照合し、長の一

五人の中には伊盧の塩官の長と下邳の鉄官の長の二人を加えたものだ

と解している。ついで次官の丞であるが、ここでは四四人とある。と

ころが「集簿」の第1行では、東海郡の県・邑・侯国に塩官と鉄官を

加えて総数は四〇であり、したがって丞のポストは四つ多いことにな

る。この点についても謝氏は二号牘の「吏員簿」と照合し、その結

果、塩官には更に二つ、鉄官には一つ、また東海郡の治所であった郷

県には別に獄丞の置かれていたことを確認し、丞の総数四四人は正しいことを実証している。また尉四三人についても、謝氏は同様に「吏員簿」を参照し、一八の県・邑・侯国には各二名、七つの県・邑・侯

簿」の方が一名多いという結果を生じていると見ている。

さてここで一つ特記しておきたいことがある。それは右に見てきた

ところの謝桂華氏の採った照合の方法である。すなわち「集簿」中の

集計を「吏員簿」の具体的な個々の記載と照合しながら検討を加え、

一つ一つ確認していくという方法である。今、仮に「集簿」の集計の

みがあって「吏員簿」が無かったとするならば、集計の可否を判断す

ることは不可能である。「集簿」の一方に「吏員簿」という詳細な記

録簿があつてこそ初めて「集簿」の具体的な内容や記録の可否の判断

が可能となるのである。しかも「集簿」と「吏員簿」との関係でい

えば、ただ単に「集簿」の第8行のみにとどまらず、第4行の郡の境域

を除き、第1行から第9行までの記載は全て「吏員簿」と密接な関係

を有している。つまり「集簿」と「吏員簿」はまさに表裏一体をなす

る農民、いわゆる流民を指している。前漢の晩期になると流民が多発してくる。哀帝の時、諫議大夫の鮑宣は民が郷里を見ずて流亡する七つの原因を挙げている。『漢書』七二鮑宣伝に

凡民有七亡。陰陽不和、水旱為災、一亡也。梟官重責更賦租稅、二亡也。貪吏並公、受取不已、三亡也。豪強大姓、蚕食亡厭、四亡也。苛吏繇役、失農桑時、五亡也。部落鼓鳴、男女遮避、六亡也。盜賊劫略、取民財物、七亡也。

凡そ民に七亡あり。陰陽和せず、水旱災を為す、一亡なり。梟官重く更賦租税を責む、二亡なり。貪吏公によりて、受取已まず、三亡なり。豪強大姓、蚕食して厭くことなし、四亡なり。苛吏繇役して、農桑の時を失う、五亡なり。部落鼓鳴し、男女遮避す、六亡なり。盜賊劫略して、民の財物を取る、七亡なり。

この七つの原因は相互に関係するが、中でもその引き金となるのは一番目に挙がっている水害や旱魃などの自然災害であろう。それは前漢晩期でも特に成帝期に多いことが目を引く。獲流とは、このような流民に田宅を貸与して保護し、戸籍に編入したことを指す。

第11行 東海郡の口数と獲流の口数を記す。郡全体の口数は一三九万七三三三人、そのうち獲流は四万二七五二人である。

ところでこの「集簿」の第10行と第11行において疑問がある。先ず第10行では、東海郡の戸数は獲流の一万一六六二戸を含めて戸数は二六万六二九〇戸とあり、この戸数は前年度より二六二九戸多いとある。このことは裏を返せば、獲流を加えなかったら郡全体の戸数は前年度よりも減少していたことになる。第11行の口数については前年度との比較に言及していないので実際のところは不明であるが、戸数

の場合と同様と見てよいであろう。このことは、東海郡内においてもかなりの数の流民が発生していたことになるが果たして実態はどうであったのか。これが疑問の一つである。二つには『漢書』地理志に見える平帝の元始二年（紀元二）の東海郡の戸数と口数は、戸数は三万八四一戸、口数は一五万九三五七人である。「集簿」の作成年代を仮に成帝の元延二年（前一一）ころとするならば、東海郡は僅か十三、四年の間に戸数にして九万二〇〇〇余戸、口数にして一六万二〇〇〇人余りが増加したことになる。若しこれらの数字に誤りがないとするならば、そこに一体何が起こったのか。何が原因でこのような増加を見たのか。いずれも疑問として残し、今後の解明に待ちたい。

第12行 東海郡の頃畝（面積）を記す。謝氏はこれを東海郡の墾田の総面積だと解している。他方、高敏、高恒の両氏は東海郡の総面積を記したものとす。ここに見える提封については、例えば『漢書』八一匡衡伝に衡が臨淮郡僮県の樂安郷に封ぜられたときのことを述べて

郷本田隄（提）封三千一百頃、南以閩伯為界

郷の本田は提封三千一百頃、南は閩伯を以て界と為す

とあり、顔師古は

提封、挙其封界内之総数

提封は、其の封界内の総数を挙げるなり

と注している。これよりしても、第12行は東海郡の境域内の全面積を記したものである。なお第12行によると、その面積は五一万二〇九二頃八五畝□で、この数字は「如前（前のごとし）」として前年度と變更のないことを記している。

第13行 この一行は文字の残欠が多くて文意が通じないが、謝氏は東海郡の□国、邑居、園田の総数を記録したものとす。高敏氏は東海郡全土の面積に含まれる侯国や邑の園田の総面積を記したものと見

る。高恒氏も欠字が多いので理解が困難であるとした上で、『漢書』地理志下において漢の「提封田（総面積）」を記した後、「邑居道路、山川林沢」など開墾できない田や、また「可墾不可墾（開墾が可能なも未開墾）」田と「定墾田（実際の開墾田）」を記録していることを参考にして、一号牘「集簿」の記載もそれに準じたものであり、第13行も東海郡の総面積を記した後、「□国、邑居、園田」の占有する土地の面積を記録したものではないかと思える。国の上の欠字は、おそらく侯の字が入っていたと思われる。邑居はむらざとで民の居住地、園田は蔬菜を植える畑である。したがって第13行は、東海郡における列侯の采地と民の居住地、それに園田の面積の総数を記したものと考えられる。なお、この三者の総面積を二万一千六百五十二頃として第12行に見える東海郡の総面積に占める割合を計算すると、約四割という数字を得る。

第14行 東海郡の宿麦、すなわち秋に種を播き年を越して翌年に収穫する麦の、植え付け面積を記す。それによると一〇万七三〇〇頃とあり、「多前」として一九二〇頃八二畝と記す。宿麦を植えることは、漢代では災民救済政策として特に奨励されたものである。

第15行 東海郡の男女の各人数の総数と、女子の年度増加数を記す。すなわち男子は七〇万六〇六四人、女子は六八万八一三二人。女子は「多前」として七九二六人とある。但し、これは謝氏、高敏氏らも指摘しているところであるが、第15行に見える男女数を合計すると

一三九万四一九六となり、第11行に見える東海郡の総人口数よりも三一四七人少なくなっている。何故このような差が生じたのか、不可解というしかない。

第16行 東海郡の年齢八〇歳以上の者と、六歳以下の者の各人数および両者の合計人数を記す。これによると八〇歳以上の者は三万三七八一人、六歳以下の者は二六万二五八八人、両者併せて二九万六四五人である。彼らは、謝氏や両高氏が指摘するように、政府の徴税や徭役等の各種の負担免除や、また刑法上の適用も免除される特別扱いの人達である。殊に六歳以下を挙げているのは、漢代では一五歳以上五六歳までの成人に年額一二〇銭の算賦すなわち人頭税が課徴されるのにたいして、前漢武帝の時に至り、七歳以上一四歳以下の未成人からも毎年二三銭を徴収することになった。これを口賦と称しているが、六歳以下は口賦徴収の対象外の者である。居延出土簡中では六歳以下の男女を特に区別して男は「未使男」、女は「未使女」とよんでいる。正にこれに対応するものである。

第17行 東海郡の年齢九〇歳以上の者と、年齢が七〇歳以上でかつ受杖すなわち杖を受けし者の人数および両者の合計数と、年度の増加人数を記す。それによると九〇歳以上は一萬一六七〇人、七〇歳以上で杖を受けし者は二八二三人、両者併せて一萬四四九三人で、この人数は「多前」として七一八人の人数を挙げている。ここでいう杖とは、先端に鳩の形の飾りのついた長さ九尺（二メートル余）の杖のこととで、王杖とも鳩杖とも称される。漢代では七〇歳に達した老人に与えられ、この杖を授けられた人には特別に優遇して政府の養老の意志を示したものである。なお第17行に挙げられた数字を見ると、七〇歳

になると全員に王杖が与えられたわけではなく、杖を授かるにはそれなりの条件や資格などのあったことが知られる<sup>⑧</sup>。

第18行 東海郡の春季種樹の面積と、年度の増加数を記す。すなわちその面積は六五万六九四畝で、「多前」として四万六三二〇畝を挙げている。ところでこの春に植える樹であるが、謝氏と高敏氏はともに樹木と解している。これにたいして高恒氏は、この項目の面積が頃畝ではなくて畝を単位に記録されていることに注目して、通説となっている樹木説を否定する。その上で、この畝数を郡全体の戸数二六万六二九〇戸で割ると一戸当たり二畝半(約四、五アール)の計算となり、毎年各戸が二畝半の割合いで植える樹といえは桑樹に相違ないとする。漢代では農桑と称されて、養蚕は国家にとって農業とともに重要な産業として常に奨励されてきた。そのような漢代の勸農桑政策からしても蓋し妥当な説といえるであろう。

第19行 東海郡の春令を以て形成した戸口の数、並びに支給穀物の総量と一人の平均支給量を記す。謝氏は皇帝が春季に発布する詔令すなわち春令に基づいて新しく増加した戸口の数と見る。高敏氏は流民の中で新しく戸籍に登録されたものを指すと見る。また高恒氏は『礼記』月令を引き、漢代の太守が春季に「振救乏絶(乏絶を振救する)」政策を実行するところの仁政の一つだと解している。他方邢義田氏は、毎年春になると民に結婚を奨励して一家を形成させることで、人口の増加を奨励する政策だとしている<sup>⑨</sup>。いずれが是とも、いずれが否ともにわかには断定し難いが、一戸当たりの口数約四人という数字を考慮すると謝桂華氏と高恒氏との折衷説が穏当のように思う。

第20行 東海郡の当該年度の見銭の総収入額で、金額は二億六六六

四万二五〇六銭とある。この中には勿論、算賦や口賦や更賦など各種の見銭収入が含まれる。

第21行 東海郡の当該年度の見銭の総支出額で、金額は一億四五千三万四三九一銭とある。第20行の総収入から差し引くと、余剰金は一億二〇八〇万八一一五銭となる。

第22行 東海郡の当該年度の穀物の収入と支出の総数を記す。これによると収入は五〇万六六三七石二斗三分の一、支出は四一万二五八一石四斗□□升とあり、余剰穀物は約九万四〇五五石八斗となる。

以上が一号木牘「集簿」の内容である。その内容を改めて列举すると、東海郡における

- (1) 所轄の県・邑・侯国、郷・里、亭・郵の数
- (2) 境域
- (3) 県三老、郷三老、孝、悌、力田の人数
- (4) 郡、県、邑、侯国の吏員の人数
- (5) 戸口の数
- (6) 郡の全面積と、侯国・邑居・園田等の面積
- (7) 宿麦の植え付け面積
- (8) 男子と女子の各人数
- (9) 八〇歳以上、六歳以下の人数。九〇歳以上と七〇歳以上の受杖者の人数
- (10) 春の桑樹の植え付け面積
- (11) 春季の詔令によって戸を形成せし戸口の数
- (12) 一歳の見銭の出納の総額

のおよそ13項目にわたっている。因みに高恒氏は「集簿」を(一)地区面積と行政機関、(二)農業経済、(三)財政、(四)民政、(五)三老・孝悌力田の五類に大別し、(四)の民政を更に①戸口、②賑救貧困、③矜老養・尊高年の三項目に分けて解説をしているが、要を得た分類といえる。

### (二) 「集簿」の性格と特徴

前節において一号牘「集簿」の内容を検討してきたが、この簿書をいかなる性格のものとするかについては、この簿書が何故墓中から発見されたのかということと絡めて、研究者の間でさまざまな意見が提出されている。

まず「集簿」が全体として、先に引用した『統漢書』百官志の注に引く胡広の文に、集簿の内容として戸口、墾田、錢穀の数の他に、盜賊の数を挙げているにもかかわらずそれが見えないところから、殆どの研究者はこの「集簿」にはなお欠落があってそれ自身が完全なものではない、と指摘する<sup>⑧</sup>。したがって「集簿」にはそのような欠落があることを認めた上で、従来の諸研究では「集簿」をどのような性格のものとして捉えているかを見てみると、「概説」は「上計用の集簿」といい、謝桂華氏も東海郡から朝廷に提出した上計簿であると見る。

高敏氏も上計簿説である。また高恒氏も明言はしていないが、これを上計簿の一部と解していることは間違いない<sup>⑨</sup>。但しこれらの場合、上計簿といっても原物は実際には朝廷に提出されているので、それは上計簿の郡の控えか或はその写しであることは言うまでもない。その点、「初探」および『報告書』で、これを上計に用いた所の底稿(下

書き)か副本と見ているのは適切である。李均明氏も同様な理解である<sup>⑩</sup>。氏の表現を借りると、これは東海郡が朝廷に報告した年度綜合報告の副本である。但し、内容は高度な概括であるために補充説明が必要で、二号牘から六号牘がそれに該当する、と言う。紙屋正和氏は下書き説で、「集簿」は上計簿中の郡政の概要を示す全体的統計の一部を下書きしたものだとしている<sup>⑪</sup>。

これにたいして「集簿」を資料と見る説に邢義田氏がある<sup>⑫</sup>。邢氏は一般に集簿は総計する際の簿籍の呼称で、上級官庁へ提出する簿籍を集簿とは呼ばないとし、一号牘の「集簿」は上計簿を作成する上での資料と見る。なお西川利文氏は、「集簿」は上計簿の形式に則って作成されたもので上計簿そのものとはいえないが、少なくとも上計簿の一部を成す資料であったと見ている<sup>⑬</sup>。

以上が一号牘の「集簿」の性格について比較的明確に論及した諸説で、これを大別すると、一つは上計簿の底稿もしくは副本説、他の一つは上計簿作成のための資料説ということになるであろう。そこで筆者の考えであるが、私見ではこの「集簿」は東海郡太守府に保存されている上計簿を墓主が書き写したものと考えている。その点からすると前記の副本説に属するが、但し筆者の考えでは、それは副本を完全忠実に写したものではない、と見る。理由は、一号牘の中央上段に「集簿」とのみ書かれている記載様式に疑問を抱くからである。若しこれが実際の上計簿そのものの真正な副本であるならば、木牘の最初にたとえば「東海郡某年集簿」のごとき表題、最小限でも年号と年は明記されるべきである。それは例えば六号牘の冒頭に「武庫永始四年兵車器集簿」と記されているのごとくである。これが集簿の表題の正

式な記載様式である。筆者は、右のような表題を省略してただ単に「集簿」とのみ記している点を重視して、一号牘は東海郡の某年の上計簿（副本）を、簿書の様式にこだわらず要点を書き写したものと見る。そして書き写したのは墓主であることは、墓主の棺の中から発見されたことと全体が草書体で書かれていることに注目したい。官文書に草書体が用いられるのは正式な文書ではなく、写しか控えてあるというのは藤枝晃氏の説であるが、筆者も同じ考えである。

さて一号牘の「集簿」がたとい要点だけを写したものであったとしても、元が上計簿の副本だとすると、この資料は極めて貴重である。

周知のごとく漢代では、地方の郡国は毎年、ただし辺郡では三年に一度、郡国内の衆事を集計した計簿を中央へ提出することが義務づけられていた。これを上計という。集計の年度は毎年十月に始まり翌年の九月に終わる。これは歳首を十月とした秦の制度を受け継いだもので、漢では太初暦の制定で太初元年（前一〇四）以後は歳首は正月と改められたが、集計する年度つまり会計年度は従来そのままであった。筆者は、かつて漢代の辺境居延から出土した簡牘の中から簿籍に関係する簡牘を整理し、集計方法について一つの推測を行った<sup>③</sup>。すなわち漢代辺郡の軍事組織では、最末端組織として燧があり、いくつかの燧をまとめる部があり、その上に候官があり、更に上級の都尉府が統轄する仕組みになっていた。この統治系列の中で候官の遺址から出土した簡牘を分析して検討した結果、所轄の燧や部で作成される簿書のもとなる生の記録は全部候官に月言簿（毎月報告する簿書）或いは四時簿（三か月ごとに報告する簿書）として提出され、候官ではそれらを整理し集計した上で都尉府に提出していたことを明らかにし、し

たがって軍政組織においては候官が官文書を作成する最末端機関であったことを明らかにした。そしてこの方式を内郡の民政組織におきかえると、燧は言うなれば里であり、部は郷、候官は県に相当するところから、県は所轄の里や郷で作成する全ての簿書や記録の提出を求め、県ではそれらの資料を随時に整理集計して郡の太守府に提出していたであろうことを推測した。これら一連の研究は、言うなれば上計制度の末端部における仕組みを明らかにするものであった。しかしながら次の段階、すなわち県から提出された集計簿を郡では一体どのように整理集計し、いかなる項目が、いかなる様式で中央に報告されたかについては、全く知ることがなかった。それが今次の尹灣漢墓の一号牘「集簿」によって始めて知ることができたのである。前節で列挙した「集簿」の内容の13項目のうち、たとえば(5)戸口の数、(6)の侯国・邑居・園田等の面積、(7)宿麦の植え付け面積、(8)男子と女子の各人数、(9)八〇歳以上と六歳以下の人数・九〇歳以上と七〇歳以上の受杖者の人数、(10)春の桑樹の植え付け面積、(11)春季の詔令によって戸を形成せし戸口の数、(12)一歳の見銭の出納の総額、(13)一歳の諸穀の出納の総量等は、少なくとも所属の県・邑・侯国の報告に基づいて集計されたものである。先にも述べたごとく「集簿」の中には、上計簿として欠落している項目があることは否定できないが、たとい欠落があったとしても一号牘「集簿」の発見によって郡国が中央に提出する上計簿の概略を知り得たことは、大きな収穫である。「集簿」の有する価値と意義の第一は、先ずこのところにある。

第二には、漢代における簿書作成の連続性が「集簿」の発見によって更に具体的に明らかになったことである。なおこの点については、

窓 西川利文氏が「上計は毎年行われる行政成果の報告であり、継続して行われる」として上計の継続性を指摘しているが、ここでは上計簿も含めて一般に漢代の簿書は連続して作成されたということを、少し詳しく述べることにする。

簿書が連続して作成されたことを示す史料として従来から知られているものに、居延旧簡中の永元の「兵釜磔簿」がある。これは後漢の和帝の永元年間と広地候官に所属する南部候長が所轄の破胡燧と河上燧の兵器や日常生活用具の状態について広地候官に報告する形をとった全部で七七枚からなる冊書である。しかもこの簿書は、

(A) 永元五年（九三）六月の月言簿

(B) 永元五年（九三）七月の月言簿

(C) 永元六年（九四）七月の月言簿

(D) 永元七年（九五）正月から三月までの四時簿

(E) 永元七年（九五）四月から六月までの四時簿

の合計五つの簿書で構成された、極めて珍しい冊書である。いま最初の(A)永元五年六月の月言簿を引用すると、次の通りである。

簡1・広地南部言、永元五年六月官兵釜磔月言簿

簡2 承五月余官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合

簡3 今余官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合

簡4 具弩一張、力四石、木閔

簡5 陷堅羊頭銅鏃箭卅八枚

簡6 故釜一口、鋌有銅、口呼長五寸

簡7 磔一合、上蓋欠二所、各大如疎

簡8 ・右破胡燧兵物

簡9 ・具弩一張、力四石、五木破、故繫住往絶

簡10 寅矢銅鏃箭五十枚

簡11 磔一合敝、蓋不任用

簡12 ・右河上燧兵物

簡13 ・凡弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合、毋入出

簡14 永元五年六月壬辰朔一日壬辰、広地南部

簡15 候長信、叩頭死罪、敢言之。謹移六月見官兵物

簡16 月言簿一編。叩頭死罪、敢言之

一二八・一 四七〇〜七四 甲一

要点を述べると、簡1はこの簿書の表題で「広地南部候長が報告する永元五年六月の官給の兵（兵器）と釜と磔（ともに日常生活用具）の一月の報告簿」と記す。この種の内容の簿書は一般には守御器簿とよばれている。辺境に設置された城寨における守備のために必要な器具、備品類を登録した簿書の謂である。簡2では、五月すなわち前月からの引き継ぎ分を記入し、簡3で今月すなわち六月の現有の数量を記す。簡4〜簡12まではその内訳で、具体的には簡4〜8は広地候官の南部に所属する破胡燧の分、簡9〜簡12までは同じく河上燧の分である。そして簡13で改めて破胡燧と河上燧の器物を総計した上で、「毋入出（入出なし）」として前月と全く異なるないことを記して簿書を締め括っている。次の簡14、15、16の3枚は、簡1〜簡13までの「永元五年六月官兵釜磔月言簿」の送り状で、内容は「永元五年六月、壬辰の日が朔日でその壬申の日に、広地南部候長の信が上申いたします。ここに謹んで六月の現有の官給の兵器と備品の一か月の報告簿一通を送付いたします。以上、上申いたします」とある。

ところで右の簿書で注意すべき点は、簡2の「承五月余官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合（五月に余せる官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合を承ける）」という一条である。先の解説では前月すなわち五月からの引き継ぎ分として説明したが、実際は直前の月に当たる五月の守御器物の員数を踏まえて次の簡3の「今、官弩二張、箭八十八枚、釜一口、磔二合を余ます」として当該月である六月の員数を報告し、このことを簡13で再確認した上で「毋入出」と締め括っているのである。したがって簡2に見える「承」の字こそ、簿書が連続して作成されていることを端的に示す文字にはかならない。

これは永元の所謂「兵釜磔簿」の冊書中の(A)永元五年六月の月言簿を例として取り上げたわけであるが、他の四つの簿書についてもこれと全く同様である。すなわち(B)永元五年七月の月言簿では「承六月」とあり、(C)永元六年七月の月言簿では「承六月」とあって、いずれも前月の員数を踏まえて報告が行われている。また(D)永元七月正月から三月までの四時簿では「承六年十二月」とあり、(E)永元七年四月から七月までの四時簿では「承三月」のように、それぞれ前の三か月の最終月の員数を踏まえて報告が行われているのである。このことは、当時の簿書の作成は常に直前の報告を踏まえ、かつそれを継承する形で作成されたことを示しており、われわれはここに簿書作成の一貫した連続性を見出すのである。しかしながら従来は、簿書作成の連続性を知る材料はこの永元の「兵釜磔簿」のみであり、その意味で孤証を免れなかったが、今次の「集簿」の発見によって、それが実証されることになった。それは他でもない「集簿」の中に見える「如前」とか「多前」といった文言のあることである。この「前」というのは、前

節でも述べておいたように前年度の簿書を指し、「集簿」においては前年度の簿書の記載と対比して、異同がなければ「如前」、前年度よりも多い場合には「多前」と記している。このことは、「集簿」は前年度の簿書を踏まえて作成されたものであることを明白に示しており、ここにも簿書作成の連続性を見ることができるのである。このように漢代における簿書の作成は、官庁や機関の大小や上下を問わず常に前年度もしくは前回に作成した簿書を踏まえて連続して作成されるものであった。

「集簿」の有する史料的价值はこのように非常に大きいものがあるが、では「集簿」に全く問題がないかといえば、決してそうではない。それは何かといえは、たとえば「集簿」中に見える「如前」とか「多前」といった文言の記入項目の問題がある。今、「集簿」を見ると、「如前」として前年度と全く異同のなかったのは第3行の亭と亭卒・郵と郵人の項目、第4行の東海郡の境域、第12行の東海郡の提封の三項目である。また「多前」として前年度の数值より増加したものととしては、第10行の東海郡の戸数、第14行の宿麦の植え付け面積、第15行の東海郡における女子の人数、第17行の九〇歳以上と七〇歳以上の受杖者の人数、そして第18行の春に植える桑樹の面積の五項目で、両者併せて八項目である。では残る一四項目は、一体どうであったのかという疑問が、当然のことながら生じてくる。今、仮に無記入の項目を前年度より減少したものととして扱ってよいかというと、決してそうではない。そのことは、たとえば第10行で戸数が増加しているが、戸数の増加は第11行の口数の増加につながるはずであるにもかかわらず、そこには何の記載もない。また戸数や口数の増加や宿麦の増加は

窓 当然錢穀の増加にも関係するはずであるが、これについても何の言及

史 もない。更に言えば、県・邑・侯国の数とか、郷や里の数、吏員の数

など前年度と比べて変更があるとも思えないが、「如前」の記載も見えず、僅かに亭・郵の数、境域、提封の三項目にのみ「如前」と記しているだけである、等々の疑問である。一体、何の目的で、また何を規準に特定の項目にのみ「如前」とか「多前」と記入したのか。このことについて高恒氏は、「如前」「多前」は東海郡の一年間の進歩の情況を顯示したもので、このような簡潔にして明確な表現は行政文書を作成する際の筆法だとする。すなわち宿麦と桑樹の植え付け面積の拡大は政府の奨励する勸農桑政策に合致するものであり、また女子の人口増加は政府の人口増大政策に叶い、また高齢者の増加は政府の老人を勞りかつ尊敬する政策の実行である。また戸数の増加、殊にそれが獲流による戸数の増加であったことは、流民対策が当時の政府のかかえる重大な政治問題であっただけに大きな功績であったに相違ない。そもそも地方の郡国から中央に報告する上計簿は、既に見てきたように郡国内の行政をはじめとする社会、経済等を数字で示すだけであって、そこには郡国の統治責任者である郡太守や国相の功績を述べる余地は全くない。そこで数字の中に「如前」とか「多前」といった表現を挿入することによって郡太守や国相の功績を顯示するという高恒氏の説は、首肯できる説である。これで全てが解決されたわけではないが、このところは取り敢えず高恒氏の説に従っておくことにする。

### 三 墓主と官文書木牘

最後に尹湾六号漢墓出土の六枚の官文書木牘の相互の関係、並びに

墓主とこれらの木牘との関係、更には何故官文書が墓主の棺の中に副葬されたのか、といった問題について筆者なりに推論をしてみたい。

今、一号牘から六号牘までの六枚の木牘を並べて比較すると、一号牘の「集簿」と他の五枚の木牘の間には歴然たる相違のあることに気づく。その一つは書体である。一号牘の「集簿」は表題の集簿だけは隸書の正体で書かれているが、本文は全て草書体で書かれている。これにたいして二号牘・六号牘までは全部が隸書の正体で書かれている。ここに一つの大きな相違がある。二つには木牘の形状である。木牘の大きさについては六枚とも殆ど変りはないが、一号牘の「集簿」を注意して観察すると、正面の場合、向かって左側の下方に二か所の半円形のくりぬきが認められることである。木牘の形の欠損という点では、二号牘は左上方と下方の一部を欠き、三号牘は上下で切断があり、また五号牘は上端部分と左下方を欠いている。しかしこれらは、いずれも人為的なものとは思われない。これにたいして一号牘に見られるくり抜きは自然に生じたものではなく、あくまでも筆者の主観的な判断ではあるが、人為的にくり抜いたように見えるのである。これを換言するならば、一号牘は二次加工して他の用途に使用されたのではないかという疑問さえ抱かせるのである。若しそうであるとしたならば、これはただ単なる木牘の形状の相違というよりも、一号牘と他の木牘との間における価値観の相違と見てよいのではなからうか。

先に筆者は、一号牘の「集簿」は墓主が上計用の集簿の副本から自ら要点を書写したものだとして推測した。その主たる根拠としては右に挙げた相違点の第一、すなわち本文が草書体で書かれていることである。加えて簿書の作成の年を欠くなど、正式な簿書としての様式を備

えていないことを指摘した。これにたいして隷書の正体で書かれていた二号牘以下、六号牘を除く、五号牘までの四枚は、墓主自身の作成にかかる底稿か副本であろうと推測する。理由としては先ず何よりも、墓主が東海郡の功曹という役職についていたことである。功曹は人事を担当する郡の要職である。二号牘の「東海郡吏員簿」、三号牘と四号牘の「東海郡下轄長吏名籍」、五号牘の「東海郡下轄長吏不在署、未到官者名籍」、「東海郡屬吏設置簿」は、いずれも郡の功曹たる墓主のまさしく本務にかかわる内容である。しかもこれらの簿書が墓主の手によって作成されたことを傍証するものとして、墓主の棺中から発見された筆の存在がある。先に『報告書』で、このような筆であればこそ長さ二三センチメートル、幅七センチメートルの木牘上に正背両面併せて三千四百字にも及ぶ文字を書くことが可能であった、と言っているのは注目に値すると述べた。右の理由から、筆者は二号牘から五号牘までの四枚は墓主自らの手で作成した簿書であると見る。そしてこれらの簿書は上計用の集簿の、言うなれば詳細な内容に相当するものであり、上計簿とともに中央に提出されるものであった。この点については第二章の第一節、「集簿」の内容のうち第八行の解説の中で詳しく述べておいた通りである(本文の16頁)。そこで更に推測を逞しくするならば、墓主は或る時期、それは多分に墓主が功曹に任ぜられた元延二年十月以降の早い時期と考えられるが、二号牘から五号牘の如き様式の簿書を作成する必要から上計用の集簿の写しが必要となり、そこで自ら郡の副本から書写し、参考として手許に置いていたのではなからうか。一号牘の「集簿」が書写された理由をこのように考えるならば、「集簿」と二号牘から五号牘までの簿書と

は必ずしも同一年度の簿書として扱う必要はなく、両者の間に数字の上での不一致があったとしても、一向に問題ではなくなる。かつまた既成の副本を単に書写した一号牘と、自らが作成した二号牘から五号牘までの四枚の木牘とを対比するとき、両者の間に自ずから価値観に相違が生ずるのも理解できるのではなからうか。但し、今まで保留してきた六号牘の「武庫永始四年兵車器集簿」は同じ官文書ではあるが他の簿書とは内容や性格を異にする。すなわち第二章の第二節でも述べたように(本文の20頁)、六号牘は正式な集簿の様式を備えた簿書であるが、墓主の功曹の職掌とは殆ど関係のない内容である。また筆跡も同じ隷書の正体ではあるが二号牘と四号牘の筆跡とは異なると見る。したがって私見では、墓主が何らかの事情で入手した副本の類だと推察する<sup>⑤</sup>。

以上、六枚の官文書木牘の関係並びに木牘と墓主との関係について推測的私見を述べてきた。では何故このような官文書が個人の墓中に副葬されたのか、という問題が最後に残る。官文書が個人の墓中から発見されたことで最初に問題になったのは、湖北省江陵鳳凰山十号漢墓から出土した簡牘である。墓主は里正の張偃であり、簡牘中には算銭の徴収簿など官文書とみられるものが含まれていた。拙論では、これは里正の控えであるとの考えを示しておいたが、今次の尹湾六号漢墓の場合は墓主は郡の功曹の師饒であり、しかも簡牘の内容は既に見てきたように東海郡の上計に深くかわる簿書である。到底、里正の張偃の比ではない。この点については紀安諾氏が詳細に検討を加えている<sup>⑥</sup>。しかし紀安諾氏の場合、これが明器の一種か、または正真の官文書かということに集中し、結論として明器説を否定して官文書説

窓に落着いているが、では官文書が何故個人の墓中に副葬され得たのか

史 という理由については論及されていない。筆者の見解は既に述べてきたところからも明らかのように明器説ではなくそれが写しや控えであったとしても実体は官文書そのものという説である。そこで改めて官

文書が何故副葬されたかを考えるに当たって、一つの仮説を立ててみたい。それは墓主師饒が晩年に病気を患い、自宅で執務をしていたという仮説である。墓主が病気を患っていたことは、次の名詞の木牘で知ることができる。

A 進

師君兄

容丘侯謹使吏奉謁再拜

(二〇号木牘正面)

問

疾

B 進

師君兄

良成侯領謹使吏奉謁再拜

(二二号木牘正面)

問

疾

(同背面)

Aは東海郡下の容丘侯が吏を遣わして墓主師饒の病氣見舞をさせた際の名詞、Bも同じく良成侯が吏を派遣して病氣見舞をさせた際の名詞である。墓主師饒の享年が不明であるのみならず罹病したときの年齢も不明であるが、若しそれが功曹在任中であれば自宅で執務をしていたと考えることも、あなたがち可能性がないわけではない。そして健康が回復することなく病死したとするならば、彼が書写したり自ら作

成した官文書を棺の中に納めることは決して不可能なことではなかったであろう。これはあくまでも一つの仮説である。しかしそこまで深刻に考える必要は、或はないのかもしれないとも思う。勿論、漢代の官文書は重要であり、その取り扱いについては慎重、かつ厳重に管理されたことは疑いないが、しかし同時にそのような重要な官文書が廃棄されている事実も、居延や敦煌出土簡によって判明しているところである。しかもそれは最高の官文書である詔書においてすらである。このような観点からすれば、簿書作成者が副本をつくり、それが棺の中に納められたとしても必ずしも責められることではなかったのではなからうか。敢て希望的私見を述べるならば、むしろ尹湾六号漢墓を一つの新しい事例として、今後この種の官文書が墓中から発見される事例の増加することを期待したいところである。

なお墓中にこのような官文書を副葬する意図は、多くの研究者が指摘するように、墓主が来世においても生前と同様に自らの職務を遂行するものと考え、かつそれを願うことに他ならなかった。たとえば富谷至氏は墓中から出土する書籍の中に兵法書、占い書、曆そして医学書など実用書の多いことに注目し、これらの実用書が副葬されていることは死者が死後の世界で使用するために入れられたものだと推測している<sup>④</sup>。死者は死後の世界、いわゆる来世において永遠に生きつづける。副葬品は、そうした死者が永遠に使用するために墓中に入れられた品じなであった。このような考えが既に殷周時代において見られることは、林巳奈夫氏が明確に論証されたところである<sup>⑤</sup>。

むすび

以上、本論文では一九九三年に発見された尹湾六号漢墓を取り上げ、先ず発見の経過、墓葬の形制と副葬品、出土簡牘、墓主と墓葬の年代等について概略を述べ、ついで六枚の官文書に関わる木牘のうち特に一号牘の「集簿」について、その内容、性格および特徴等について考察し、更に六枚の官文書と墓主との関係等について推測をまじえながら考察を行ってきた。尹湾六号漢墓出土の簡牘は現在、中国、台湾、日本の主として中国古代を研究対象とする多数の研究者が取り組んでいる、最もホットな第一等資料である。本論文では、それらの優れた先行研究に導かれ、問題点を残しながらも大胆な私見を述べてきた。今後、この方面の研究の一つのたたき台となれば幸いである。

なお本論文は、尹湾漢墓簡牘の中でも特に一号牘「集簿」を中心に据えて考察したものであり、他の簡牘については殆ど論及していない。そこで本論文の右のような不備を補い、かつまた研究者の便宜をはかる目的から、一九九九年九月末日を区切りとして中国、台湾、日本で出版された「尹湾漢墓簡牘関係文献目録」を論文末に附載することにした。この目録の作成に当たっては、西川利文氏から多大な協力と助言をうけた。ここに記して西川利文氏にたいして感謝の意を表する次第である。但し、目録中に遺漏や誤りがあれば、それらは全て筆者の責任であることは言うまでもない。

注

- ① 本論文末に附載した尹湾漢墓簡牘関係文献目録を参照。  
 ② 『報告書』に掲載の尹湾漢墓六号墓平面図中の「36竹簡」とあるのは、

「36竹簡」の誤りである。

- ③ 林巳奈夫『中国古玉器総説』（吉川弘文館、一九九九年一月）の第二部、四五四頁の「温明」の項を参照。なお『報告書』の発掘報告では、面罩は足廂から発見されたことになっているが、これは男性の棺内で頭の下から発見された。
- ④ 中国出土の筆については、西林昭一編著『ヴィジュアル書芸術全集』（雄山閣、一九九三年）第十巻「文房具」の中で取り上げられ、詳細に考察の結果が述べられている。
- ⑤ 居延漢簡中にも、吏が現金を持って物資の買付けに出かけた現金出納簿の簿録が残っている。拙著『居延漢簡の研究』（同朋舎、一九八九年）四八四頁を参照。
- ⑥ 大庭脩「漢代官吏の勤務と休暇」（同氏『秦漢法制史の研究』所収、創文社、一九八二年）を参照。
- ⑦ 邢義田「尹湾漢墓木牘文書的名称和性質——江蘇東海縣尹湾漢墓出土簡牘記之一——」（『大陸雜誌』九五—三、一九九七年）。
- ⑧ 古文獻研究所・社会科学院歴史研究所・甘肅省考古研究所・甘肅省博物館等の編になる『居延新簡』（文物出版社、一九九〇年）の簡番号を指す。
- ⑨ 注⑦に同じ。
- ⑩ 記については鵜飼昌男「居延漢簡にみえる文書の通伝について」（『史泉』六〇、一九八四年）を参照。また最近の李均明・劉軍共著『簡牘文字学』（広西教育出版社、一九九九年）の第九章、第三節にも取り上げて論述されている。
- ⑪ 裘錫圭『《神鳥賦》初探』（『文物』一九九七年一期）を参照。
- ⑫ 謝桂華「尹湾漢墓新出《集簿》考述」（『中国史研究』一九九七年二期）後に『綜論』中の同氏「尹湾漢墓所見東海郡行政文書考述」の前半部分に再録。
- ⑬ 高敏『《集簿》的积説・質疑与意義探討——讀尹湾漢簡札記之二』、『史学月刊』一九九七年五期。
- ⑭ 高恒「漢代上計制度論考——兼評尹湾漢墓木牘《集簿》」（『尹湾漢墓簡牘綜論』所収）。
- ⑮ 周振鶴「西漢地方行政制度的典型实例——讀尹湾六号漢墓出土木牘——」

〔「学術月刊」一九九七年五期〕を参照。

①⑥ 西川利文「漢代における郡県の構造について——尹湾漢墓簡牘を手がかりとして——」『文学部論集』（仏教大学文学部）八一、一九九七年。

①⑦ 注①⑤に同じ。

①⑧ 趙翼『廿二史劄記』卷二の「三孝悌力田皆鄉官名」の項を参照。

①⑨ 紀安諾「尹湾新出土行政文書の性質与漢代地方行政」『大陸雜誌』九五—三、一九九七年。

②① 注⑤の拙著の第一部、第三章の五節「簿書の点検と文書行政」、特に三九三～三九五頁を参照。

②② 佐藤武敏編『中国災害史年表』（国書刊行会、一九九三年）を参照。

②③ 拙論「漢代人頭税の崩壊過程——特に算賦を中心として——」（『東洋史研究』一八一四、一九六〇年）を参照。

②④ 一九五九年に甘肃省武威県磨咀子一八号墓から、王杖の賜与に関する二つの制詔等を記載した一〇枚の木簡が、木製の鳩杖二本とともに出土した。この一〇枚の木簡を一般に王杖十簡とよんでいるが、資料並びに内外の研究については富谷至「王杖十簡」（『東方学報京都』六四、一九九二年）を参照されたい。

②⑤ 一号牘の「集簿」を一覧して誰しもが意外に感じるのは、高年齢者が非常に多いことであろう。この点を特に重視して論じたのが、高大倫「尹湾漢墓木牘《集簿》中戸口統計資料研究」（『歴史研究』一九九八一五）である。高大倫氏は人口統計学を用いて「集簿」に見える年齢構成を検討し、その結果として人口統計学上の一般的なデータに照らして殊に「集簿」中の高年齢層に偏した年齢構成は現実にはあり得ないことを論じている。その因って来たる理由としては、当時の高年齢者の賦税免除の特例を利用した一種の賦税逃がれだとし、かつ「集簿」のみならず、たとえば「漢書」地理志などに見える戸口統計も信用できないとしている。高氏の見解には傾聴すべき点は多々あるが、しかしそこまで割り切ってしまうことには躊躇せざるを得ない。「集簿」の人口統計に疑問のあることは第10行、第11行、第15行のところでも触れたことである。第16行と第17行に見える高年齢層の多いという点については、筆者は「集簿」作成者に或る種の意図が働いていたとしても高氏の説のごとく単に賦税逃がれというだけでは

なく、当時の養老、尊高年政策に沿おうとしたものであったことなども考慮すべきだと考えている。「集簿」に見える一連の戸口統計の問題は、先にも述べたように今後の課題として残しておく。なお高大倫氏は、戸口統計に疑問の点こそあれ、「集簿」そのものの有する価値と意義には何の変わりもないとしているが、筆者も全く同感である。

②⑥ 注⑦に同じ。同氏「月令与西漢政治」（『新史学』九一一、一九九八）に詳論あり。

②⑦ たとえば紙屋正和「尹湾漢墓簡牘と上計・考課制度」（『福岡大学人文論叢』二九一二、一九九七年）によると、上計簿には他に漕運の成果、土地経界図、宗室の名籍、勸農の成果、裁判の状況、獄死者の人数等が加えられたとする。ただ紙屋氏も認めるごとく、これらの項目は時代とともに充実されるものもあり、また地域による特性も考慮する必要があるだろう。但し、高敏氏は「集簿」の中に盗賊の件数が見えないのは、東海郡の官吏が伏せて報告しなかったことによる、と解している。注②⑧の高大倫氏と相い通ずる理解である。

②⑧ 高恒氏は前掲論文で墓主の師饒が郡の極位とさえいわれる功曹であり、彼はかつて上計吏となったという前提で「集簿」を取り扱っている。

②⑨ 李均明「漢簡會計考（下）」『出土文献研究』四輯、中華書局、一九九八年。

③① 注②⑥の紙屋論文。

③② 注⑦に同じ。

③③ 注①⑥に同じ。

③④ 注⑤の拙著の三三三頁を参照。

③⑤ 注⑤の拙著の第一部、第三章の五節「簿籍の点検と文書行政」、並びに拙論「簡牘の古文書学」（『畑中誠治教授退官記念論集 近江歴史・考古論集』同論文集刊行会、一九九六年）を参照。

③⑥ 注①⑥に同じ。

③⑦ 永元の「兵倉禮簿」については、注⑤の拙著の第一部、第三章の二節「簿籍簡牘と文書」三三〇～三三四頁を参照。

③⑧ 一二八・一という点をはさんで上下二つの数字は居延旧簡の簡番号である。図は勞幹「居延漢簡図版之部」（中央研究院歴史語言研究所專刊二一、一九五七年）の略称で、数字はその頁数を指す。甲は中国科学院考古

研究所編『居延漢簡甲編』（考古学専刊乙種八、一九五九年）の略称で、数字はその図版番号を指す。

- ③⑦ 西川利文「尹湾漢墓簡牘の基礎的研究——三・四号木牘の作成時期を中心として——」（『文学部論集』（仏教大学文学部）八三、一九九九年）では、一号牘から五号牘の作成時期を墓主が功曹に就任した元延二年（前一）ころと推定し、これらの木牘とかけ離れた紀年のある六号牘について該論文の注④で次のように述べている。「永始四年の紀年を持つ六号木牘は、墓主の作成したのではなく、功曹就任後に郡府に残っていたものを入手し、例えば六号木牘と同様の文書を作成する際の参考にしたものであって、それが埋葬されたとも考えられる」と。蓋し妥当な推測である。
- ③⑧ 注⑤の拙著の第二部、第十章「江陵鳳凰山十号漢墓出土の簡牘」を参照。

③⑨ 注⑩に同じ。

④④ 富谷至「漢簡」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年）一四九—一五〇頁。

④① 林巴奈夫「殷周時代における死者の祭祀」（『東洋史研究』五五—三、一九九六年）

一九九九年一〇月末日脱稿

## 尹湾漢墓簡牘関係文献目録

（\*印は単行本）

### 中国

連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心「漢代地方行政文書の重大発現——連雲港市尹湾漢墓出土一批簡牘」『中国文物報』一九九五年一〇月二十九日（『簡帛研究』二、一九九六年九月に再録）

連雲港市博物館（紀達凱・劉勁松執筆）「江蘇東海県尹湾漢墓群発掘簡報」『文物』一九九六年八期

連雲港市博物館（滕昭宗執筆）「尹湾漢墓簡牘積文選」『文物』一九九六年八期

滕昭宗「尹湾漢墓簡牘概述」『文物』一九九六年八期

劉洪石「謁・刺考述」『文物』一九九六年八期（『尹湾漢墓簡牘綜論』に再録）

連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所「尹湾漢墓簡牘初探」『文物』一九九六年第一〇期  
武可栄「試析東海尹湾漢墓繪繡的内容与工艺」『文物』一九九六年一〇期

謝桂華「尹湾漢墓簡牘和西漢地方行政制度」『文物』一九九七年一期

李学勤「《博局占》与規矩紋」『文物』一九九七年一期

裘錫圭「《神鳥賦》初探」『文物』一九九七年一期（『尹湾漢墓簡牘』

史 九九七年一期

劉棻賢·王志平「尹灣漢簡《神鳥賦》与禽鳥奪巢故事」『文物』一

九九七年一期

謝桂華「尹灣漢墓新出《集簿》考述」『中国史研究』一九九七年二

期

万光治「尹灣漢簡《神鳥賦》研究」『四川師範大學學報』二四—三、

一九九七年七月

\*連雲港市博物館·東海縣博物館·中国社会科学院簡帛研究中心·中

國文物研究所「尹灣漢墓簡牘」中華書局、一九九七年九月

周振鶴「西漢地方行政制度的典型实例——讀尹灣六号漢墓出土木牘」

『學術月刊』一九九七年五期

高敏「試論尹灣漢墓出土《東海郡屬縣鄉吏員定簿》的史料價值——讀

尹灣漢簡札記之一」『鄭州大學學報 哲社版』一九九七年二期

高敏「《集簿》的積說·質疑与意義探討——讀尹灣漢簡札記之二」『史

學月刊』一九九七年五期(九月)

高偉·高海燕「從尹灣漢墓出土的木質文物談古人的樹木觀」『史學

月刊』一九九七年五期(九月)

劉棻賢「尹灣漢簡《行道吉凶》初探」『中国史研究』一九九七年四

期

吳大林·尹必蘭「西漢東海郡各縣·邑·侯國及鄉官的設置」『東南

文化』一九九七年四期

劉洪石「東海尹灣漢墓術數類簡牘試讀」『東南文化』一九九七年四

期

高偉·高海燕「漢代漆面罩探源」『東南文化』一九九七年四期

程志娟「漢代規矩鏡与六博」『東南文化』一九九七年四期

武可榮「連雲港市歷年出土簡牘簡述」『書法叢刊』一九九七年四期

(十一月)

蔡顯良「談尹灣漢墓簡牘中的書法藝術」『書法叢刊』一九九七年四

期(十一月)

駱名楠「淺談《神鳥傳》書法的藝術風采」『書法叢刊』一九九七年

四期(十一月)

武可榮「連雲港市地區漢墓出土的書刀」『書法叢刊』一九九七年四

期(十一月)

石雪万「連雲港地區出土的漢代「文房四寶」」『書法叢刊』一九九

七年四期(十一月)

高偉·高海燕「連雲港市出土漢印研究」『書法叢刊』一九九七年四

期(十一月)

虞万里「尹灣漢簡《神鳥傳》箋疏」『學術集林』一二、一九九七年

一二月

劉洪「從東海尹灣漢墓新出土簡牘看我国古代書籍制度」『中国文化

研究』一九九八年一期(『尹灣漢墓簡牘綜論』に再録)

高海燕「尹灣漢墓木質文物与古代葬俗」『民俗研究』一九九八年三

期

卜憲群「西漢東海郡吏員設置考述」『中国史研究』一九九八年一期

潔芒「尹灣漢墓出土《神鳥傳》初探」『内蒙古師大學報』一九九八

年一期(二月)

謝桂華「尹灣漢墓簡牘」的主要内容和學術價值」『秦漢史論叢』

七輯、中華書局、一九九八年六月

李均明「漢代統計中的指標与数列——從尹灣·居延·敦煌出土簡牘

談起」《秦漢史論叢》七輯、中華書局、一九九八年六月

高大倫「尹灣漢墓木牘《集簿》中戶口統計資料研究」《歷史研究》

一九九八年五月（一〇月）

李均明「漢簡會計考(下)」《出土文獻研究》四輯、中華書局、一九九

八年一月

劉軍「尹灣木牘長吏除遷考——漢簡人事研究之二」《出土文獻研

究》四輯、中華書局、一九九八年一月

高敏「尹灣漢簡《考績簿》所載給我們的啓示——讀尹灣漢簡札記之

三」《鄭州大學學報 哲社版》一九九八年三期（《東南文化》一

九九九年一期に再録）

楊際平「漢代内郡的吏員構成与郷・亭・里關係——東海郡尹灣漢簡

研究」《廈門大學學報 哲社版》一九九八年四期

李解民「尹灣六号漢墓6号木牘所書其它文字初探」《簡帛研究》

三、一九九八年一二月

高敏「尹灣漢簡《考績簿》所載給我們的啓示——讀尹灣漢簡札記之

三」《東南文化》一九九九年一期

高恒「漢代上計制度論考——兼評尹灣漢墓木牘《集簿》」《東南文

化》一九九九年一期（《尹灣漢墓簡牘綜論》に再録）

\*連雲港市博物館・中國文物研究所編『尹灣漢墓簡牘綜論』科學出版

社、一九九九年二月

李學勤「序」

裘錫圭「《神鳥傳（賦）》初探」

王志平「《神鳥傳（賦）》与漢代詩經學」

駱名楠「文壇古珍《神鳥傳（賦）》」

謝桂華「尹灣漢墓所見東海郡行政文書考述」

李解民「《東海郡下轄長吏名籍》研究」

陳勇「尹灣漢墓簡牘与西漢地方官吏任遷」

李均明「尹灣漢墓出土之武庫永始四年兵器集簿」初探」

劉洪石「遣冊初探」

高恒「漢代上計制度論考——兼評尹灣漢墓木牘《集簿》」

劉洪石「謁・刺考述」

高海燕・喬健「從尹灣漢簡《集簿》談西漢東海郡的人口・土地・

賦稅」

趙平安「尹灣漢簡地名的整理与研究」

朱采莉「西漢東海郡的海塩生產和管理機構」

高偉「從尹灣漢簡之春種樹之面積資料談西漢東海郡的蚕桑・紡織

業」

劉洪「從東海尹灣漢墓新出土簡牘看我国古代書籍制度」

石雪方「尹灣竹木簡綴述」

劉棠賢「尹灣漢墓出土數術文獻初探」

武可榮「尹灣漢簡《神鳥傳》草書墨跡藝術特点」

劉洪「章草起源探術——兼論尹灣漢墓新出土簡牘章草文字」

蔡頤良「談尹灣漢墓簡牘中的章草書法」

紀達凱「海州地区漢代墓葬概況——兼談尹灣漢墓的個性表現」

程志娟「《尹灣漢墓簡牘》反映漢代葬俗中的幾個問題」

石雪方・楊麗華「尹灣漢墓之長壽綉綉之錦衾形制内容考」

高海燕「從尹灣漢墓出土的玉璧・面罩考述漢代葬俗的心理因素」

孟娟娟「談尹湾漢墓出土的面罩」

石雪万「乙醇樹脂一步法の脱水技術在木牘脫水中的応用」

李祥仁「尹湾漢墓の繪綉の的掲取と保護」

(以上は『綜論』所収)

卜憲群「尹湾簡牘与漢史研究」『光明日報』一九九九年四月二日

朱紹侯「《尹湾漢墓簡牘》解決了漢代官制中幾箇疑難問題」『許昌師專學報 社科版』一九九九年一期

曾藍莹「尹湾漢墓《博局占》木牘試解」『文物』一九九九年八期

### 台湾

邢義田「尹湾漢墓木牘文書的名称和性質——江蘇東海縣尹湾漢墓出土簡牘讀記之一」『大陸雜誌』九五—三、一九九七年九月

紀安諾「尹湾新出行政文書的性質与漢代地方行政」『大陸雜誌』九五—三、一九九七年九月

邢義田「月令与西漢政治——從尹湾集簿中的「以春令成戶」說起」

『新史學』九—一、一九九八年三月

\* 廖伯源「簡牘与制度——尹湾漢墓簡牘官文書考証」天津出版社、一九九八年八月(『大陸雜誌』『中国上古秦漢学会通訊』『新史學』)

黎明釗「東漢郡功曹及五官掾之職掌」黃清連編『結網編』、東大圖書股份有限公司、一九九八年八月

黎明釗「江蘇漢代簡牘的幾個課題」張忠培・許倬雲主編『中国考古學的跨世紀反思』下冊、商務印書館(香港)、一九九九年一月

駢宇騫・段書安「江蘇連雲港東海縣尹湾漢墓」同編『本世紀以來出

土簡帛概述』萬卷樓圖書有限公司、一九九九年四月

### 日本

門田明「江蘇省連雲港市尹湾漢墓出土の簡牘について」『中国出土資料研究會會報』四、一九九六年一月

西川利文「漢代における郡県の構造について——尹湾漢墓簡牘を手がかりとして——」『文学部論集』(佛敎大学文学部)八一、一九九七年三月

西川利文「尹湾漢墓簡牘の史料的价值について」『中国出土資料研究會會報』六、一九九七年六月

紙屋正和「尹湾漢墓簡牘と上計・考課制度」『福岡大学人文論叢』二九—二、一九九七年九月

陳勇「尹湾漢墓簡牘の幾つかの問題について」『関西大学東西学術研究所々報』六五、一九九七年九月

鶴間和幸「中華世界の形成と東方世界」『岩波講座世界歴史』三、一九九八年一月

大庭脩「墓葬の木簡」『木簡——古代からのメッセージ』大修館書店、一九九八年二月

鶴飼昌男「辺境警備の行政機構」『木簡——古代からのメッセージ』大修館書店、一九九八年二月

陳勇(西川利文訳)「尹湾漢墓簡牘研究」『日本秦漢史研究會會報』一六、一九九八年四月

西川利文「尹湾漢墓簡牘三・四号木牘について——その復元を中心として——」『鷹陵史學』二四、一九九八年九月

西川利文「尹湾墓簡牘の基礎的研究——三・四号木牘の作成時期を中心として——」『文学部論集』（佛教大学文学部）八三、一九九九年三月

高村武幸「前漢末属史の出張と交際費について——尹湾漢墓簡牘

『元延二年日記』と木牘七・八から——」『出土資料研究』三、

一九九九年三月

岡村秀典「漢帝国の軍事」図録『よみがえる漢王朝——二〇〇〇年の時をこえて——』読売新聞社、一九九九年春期

池田雄一「長江文明と尹湾漢簡・馬王堆小城図」『東アジア史における国家と地域』唐代史研究会報告第八集、刀水書房、一九九九年七月

（一九九九年九月末日現在）